

令和7年1月30日

石川県知事 馳 浩 様

県民が恙無く健康で文化的な生活を保障すべくお力を尽くされるお立場として、令和6年能登半島地震、引き続き令和6年9月能登半島豪雨で甚大な被害にあわれ、厳しい冬の寒さの中で苦難に耐えて生活再建に取り組んでおられる被災者のみなさんの状況に、さぞかし心を痛めておられることとお察し申し上げます。

しかし、令和7年1月24日付北陸中日新聞の報道によりますと、能登半島地震発災時に持ち家以外にお住まいで被災された方への応急仮設住宅の供与期限は、持ち家にて被災された方の2分の1とする運用がなされていることから、該当する469世帯のうち、賃貸型応急住宅では109世帯、建設型応急住宅では83世帯、あわせて192世帯の方が今3月末で期限が終了するとのことです。ご承知のように能登被災地には既存の賃貸住宅が少なく、なおかつ被害にあわれたものも多いことから、持ち家を持たない方が応急仮設住宅を退去したのちに再び住まいを確保することは極めて困難な状況にあります。運良く入居できた場合でも、地震と豪雨で家財道具も失い、心身ともに疲弊した被災者の方々が新たな住居に馴染むまでに、一層の苦難を強いることは間違いありません。ましてや、ご高齢で、年金以外に収入の道もない被災者の場合には、新たに発生する家賃の支払いが生活再建に少なくない悪影響を及ぼすこととなります。そのような事態を引き起こすことは、国民に等しく健康で文化的な最低限度の生活を保障している憲法にもとめることは明白であると考えます。

令和7年1月24日に、「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」（一人ひとりの会）は、以上の事態を回避するため、同封のように3項目の提言を発表しています。

【提言1】 石川県は、仮設住宅の入居期間について、被災前の居住形態が所有と賃借等の違いで区別をせず、等しく扱うよう運用を改めるべきである。

【提言2】 石川県は、インフラ被害による仮設住宅入居者には、インフラが復旧し居住可能な状態になるまで入居期間を延長するよう取り扱うべきである。

【提言3】 石川県は、令和5年能登半島地震の仮設住宅について、一日も早く、供与期間を1年延長することを決定し、それを公表するべきである。

私たちは、この提言に強く賛同いたします。直ちに、この提言にそった措置が実行されますように、ご決断、尽力賜りますようお願い申し上げます。

能登被災地仮設住宅に関する検討会

とりまとめ役 岡本祥浩（中京大学教授／日本居住福祉学会会長）

とりまとめ役 高林秀明（熊本学園大学教授）

連絡調整役 遠州尋美（みやぎ震災復興研究センター事務局長）

※ この要請書に関するお問い合わせは、遠州尋美（mimi_enshu@mac.com）までお願いします。